

事 務 連 絡

令 和 2 年 5 月 2 7 日

都道府県

各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中

中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

### 自立相談支援機関におけるひとり親家庭等への支援について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活困窮者への自立支援に関する必要性が高まっている中、特に母子家庭及び父子家庭並びに寡婦(以下「ひとり親家庭等」という。)については、お金や仕事、暮らしなどの課題を抱え、生活に困窮している場合も多く、必要とする支援にむすびつけていくことが重要であり、国会質疑において、困難な状況にあるひとり親家庭等に対しては、積極的な制度の周知やアウトリーチによる支援を行っていくべき旨の指摘があったところです。また、令和2年度第2次補正予算(案)において、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給に係る予算が計上されております。

生活困窮者への自立支援については、これまで、累次の事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の影響下における体制や取組の強化を依頼してきたところですが、困窮したひとり親家庭等が速やかに各種支援策にアクセスできるよう、ひとり親家庭等担当部局と連携しつつ、電話やメールなどを活用した自立相談支援の対応の強化を進めるよう、お願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)に周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 ひとり親家庭等担当部局との具体的な連携方法

生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等への施策の連携については、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子自立支援員や、ひとり親家庭等支援施策として行われている子どもの生活・学習支援事業の実施者等と連携し、支援策に関する情報の周知を進めるとともに、必要な方には、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金(※)、緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金等の支援に結びつけていくこと。また、相談窓口に来所しにくいひとり親家庭等に対しては、積極的にアウトリーチによる支援を提供すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響下において自立相談支援等を実施する場合には、初回の面接など対面で対応を行う必要がある場合を除き、電話等による対応を積極的に進めること。

※ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の概要(具体的な内容は、別添資料参照)

- ・ 所管部署: 都道府県及び市町村(特別区を含む。)の児童扶養手当担当課(室)
- ・ 支給内容: ①児童扶養手当受給世帯等への給付 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円  
②収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付 1世帯5万円

(参考)

○ ひとり親家庭等への施策の連携について

「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について」(平成 27 年3月 27 日雇児福発 0327 第1号・社援地発 0327 第2号厚生労働省雇用均等・家庭児童局家庭福祉課長・社会・援護局地域福祉課長通知)

○ 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活困窮者支援の留意点

「新型コロナウイルス感染防止等のための生活困窮者自立支援制度における対応について」(令和2 年4月7日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

2 ひとり親家庭等への支援を行うための体制強化に対する国庫補助

自立相談支援機関において、ひとり親家庭等への支援のために体制を強化する際には、以下の予算補助の仕組みを活用することが可能である。

- ① 個別協議による自立相談支援事業(負担金)の国庫負担上限額を超える国庫補助(3/4補助)
- ② アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業による人員配置等の強化(定額10/10補助)

※ 国庫補助の要件である就労準備支援事業等の実施については、個別協議に応ずることとしており、当該要件を満たしていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当該事業を活用して体制強化を行う場合には、個別に相談を受けた上で、これを認める取扱としている。

(参考)

○ 自立相談支援機関の体制強化について

「令和2年度当初予算を活用した自立相談支援機関の体制強化について」(令和2年4月 22 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

以上

# 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金について

別添

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を早期に支給する。

## (1) 支給対象者

### 【児童扶養手当受給世帯等への給付】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者  
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

### 【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者

## (2) 給付額

### 【児童扶養手当受給世帯等への給付】

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

### 【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

1世帯5万円

## (3) 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村

## (4) 費用

全額国庫負担（10/10）

※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

## (5) 補正予算案

令和2年度第2次補正予算案 1, 365億円（事業費1,178億円、事務費186億円）※母子家庭等対策総合支援事業

## (6) スケジュール

### 【児童扶養手当受給世帯等への給付】

①の対象者には可能な限り8月までに支給（申請不要）。②・③の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）。

### 【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

年1回の定例の対面による現況確認時（8月）等にあわせて、収入が大きく減少しているとの申し出について簡易な方法で確認した上で9月以降に支給。